

令和6年9月定例会 建設企業委員会委員長報告

31番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました9件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

都市整備部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、ながのこども館「ながノビ」についてであります。

7月の開館以降、入館者数の状況等を見ながら、平日においては入場制限を解除するなど、適宜、柔軟な対応をしていただいているところであります。また、8月には、ながのこども館管理運営検討委員会を設置し、管理運営に関する具体的な業務内容等について専門家を交え検討を行うことで、より一層、サービスの充実に努めているとのことでありました。

子供にとっての遊びは、その成長に欠かせないものであります。「ながノビ」での遊びの体験が、子供たちの成長に資するよう、施設運営について議論を重ねていただき、引き続き、子供の成長に合わせたよりよい場の提供に努めていただくよう要望いたしました。

2点目は、長野駅前B-1地区市街地再開発事業についてであります。

本再開発事業の準備組合では、施設計画の検討に当たり、若者や市民の意見をお聞きし、事業の参考とするための意見交換会やアンケート調査を行ったとのことであり、そのアンケート結果では、この事業に期待する施設の回答として「駅前の賑わいをつくる生活利便性の高い施設」を挙げる声が多く、市民の間でも賑わいの創出が期待されております。

来年度の秋には、須坂市に建設中のイオンモールの開店が予定されておりますが、

長野市の顔となる長野駅前から、新たなにぎわいを創出していくためにも、これからの長野市を担う若者にとって、ここ長野市で暮らしたい、住み続けたいと感じてもらえるような魅力ある施設とすることに加え、この再開発事業によってその周辺などへも、広くにぎわいを波及させていくような事業にしていくことが重要であります。

つきましては、引き続き、若者をはじめ市民の意見を反映させながら、事業を進めていただくよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 総務委員会委員長報告

22番 金沢 敦志でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました12件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

消防局の所管事項について申し上げます。

暮らしの安全を守る運動についてであります。

火事をなくする市民運動の開始から50年が経過する中で、火災の件数は減少傾向で推移しているものの、高齢世帯や単身世帯の増加といった社会情勢の変化に加え、様々な電気機器等が普及するなど市民の生活様式は大きく変化してきており、火災の要因は多様化しているとのことです。また、高齢化の進展等に伴い、転倒やヒートショックなど家庭内における危険は火災にとどまらない状況との説明もありました。

つきましては、時代の変化に対応した方法での新たな運動の実施が求められることから、消防局、消防団、住民自治協議会、インフラ事業者が連携した啓発活動、地域の防災訓練の場を活用した広報の実施など、今の時代に合った運動へ発展させていくよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

請願第7号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「冤罪は誰にでも起こり得ることであり、市議会として国に意見書を出すべきである。」、「有罪判決確定後の再審で無罪となった事件の中には、再審開始に対する検察の不服申立てにより、裁判所の判断に約4年2か月の時

間を要したものもあり、専門家は問題視している。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「請願の趣旨には賛同するが、このことについては法曹三者と専門家で構成される改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会で議論している途中であり、市議会から意見書を出すのは時期尚早である。」、「現に犯罪が行われ被害者がいる以上、再審開始に対し検察官が抗告をすることは公益の代表者として当然のことであり、法的安定を欠くことがないように慎重に議論される必要がある。」、「司法制度全体の在り方と密接に関連する問題であり、その是非の判断は刑事訴訟法だけではなく刑法そのものへの知見も必要とすることから、専門知識を持たない地方議会で審議すべき範囲を超えている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 福祉環境委員会委員長報告

28番 手塚 秀樹でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び
請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべ
きものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申
し上げます。

初めに、議案第110号 工事請負契約の締結に関連して申し上げます。

本工事では、資源再生センターのごみ受入ホッパ・コンベヤなど、老朽化した基幹
的主要設備を、中長期計画に基づき、更新するとともに、近年高まる火災リスクに対
応するため、さらなる火災対策も実施することです。

近年、ごみピット内やごみ収集車両において、正しく分別されずに混入したりチウ
ムイオン電池等を原因とする火災が発生しております。リチウムイオン電池はモバイ
ルバッテリーや電子たばこなど、多くの製品に使用されており、不適切な廃棄による
火災リスクが高まっています。

そこで、こうした火災を予防するため、ごみの分別方法について、改めて市民の皆
さんに対し、様々な媒体を通じ、周知徹底するよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

先月、市内で発生した介護施設の福祉車両の火災についてであります。この火災で
は死傷者が出たとのことです。

今後、車両火災が発生した際の初動対応や不測の事態が発生した際の対応などにつ
いては、一義的には事業者の責務となりますが、市としても事業者に対ししっかりと
研修を行っていくよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

子育て・子育てを支援する新たな取組についてであります。

市では、子供の成長につながる様々な体験や学びの機会を提供する子どもの体験・学び応援事業を今年度、本格的に始めたほか、夏休み期間中などの保護者の負担を減らすことを目的とした放課後子ども総合プラン事業における昼食提供、及び保護者の就労要件や理由を問わず時間単位で保育所等を利用できることも誰でも通園制度を試行的に取り組んでいます。

これらの事業については、市民や関係者の皆さんから好意的に受け入れられていることから、今後についても、積極的に推進していくよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず採択すべきものとして、「賃金が低く、人手が足りていない現状で、将来、医療介護を受けられなくなる人が出てこないよう、今から国に対して声を上げていく必要がある。」、「国で見直しの検討や状況調査を行おうとしている中で、地方の現場の厳しい現状を今の段階で国に届ける必要がある。」との意見が出されました。

一方、継続調査とすべきものとして、「医療・介護職員の賃金を改善することの重要性は理解しているが、医療職員については今年度賃上げに向けて診療報酬の改定が行われたこと、また介護職員については今後もベースアップが予定されていることから、その効果を見守る必要がある。」、「国で今年10月に介護従事者処遇改善状況調査を実施することになっているため、この調査結果を確認してから対応をしてもよいと考えることから、今後の情勢を見守りたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、継続調査について諮ったところ、賛成多数で継続調査とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第9号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず採択すべきものとして、「マイナ保険証に移行するに当たり、現行の健康保険

証と同じ内容が記載された資格確認証及び資格情報のお知らせを発行するのであれば、現行の健康保険証を存続するという選択でよいのではないか。」「マイナ保険証へのスムーズな移行ができるまでは、期限にとらわれず、現行の健康保険証を併用していく必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「マイナ保険証を利用することで、データに基づく正確な受診が可能となるなど利便性が向上することから、人口減少社会においてDX化を進めていくことは重要である。」「本年12月以降、すぐに現行の健康保険証が使用できなくなるわけではなく、現在の有効期限までは使用できる。また、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が発行されるので、これまで同様、切れ目のない診療を受けることができる。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 経済文教委員会委員長報告

32番 松田 光平でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、スポーツ部の所管事項について申し上げます。

社会体育館の有料化についてであります。

昨年来、市では時代のニーズや施設の老朽化を鑑み、社会体育館の適切な維持・管理のため、その有料化に向けて調査・研究を進めているところです。

これまで、市民、利用者の方から様々な意見が寄せられており、内容としては、市で試算した料金案への金額感、空調整備の必要性をよく検討してほしい、などである一方、有料化そのものについては、おおむね、容認の受け止めがされていると感じている、との説明がありました。

各体育館の利用実態や役割について、詳細に把握、分析し、望ましい料金体系の決定に向けて、現在、検討を行っているとのことですが、有料化に当たっては、利用者の負担をより軽減するために何を優先させるのかを総合的に判断するとともに、利用者の関心が高いことから、使用料について明確な算出根拠を示すことを要望いたしました。

次に、農林部の所管事項について申し上げます。

産業立地ビジョンにおける農業政策との連携についてであります。

現在、経済産業振興部において、長野市産業立地ビジョンの策定が進められているところですが、新たな産業団地開発の候補地として8エリアを選出しており、その中には農業振興地域内の優良農地が多く含まれていることから、今後の本市の農

業振興に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

近年の高齢化により農業の担い手が少なくなっている現状ではありますが、農業委員や地元農業者等の意見を聞くなど、これまで以上に経済産業振興部と農林部が連携を図り、それぞれの産業にとってプラスになる取組を進めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第10号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「本来であれば義務教育は無償であり、財源的に国が保障するのは当たり前である。それを地方に任せているところに矛盾があり、国に対して、財源を確保することを求めていくことが大切である。」、「国基準の複式学級の学級定員を引き下げ、中山間地域などにあるような少人数の学校においても、しっかり子供たちが教育を受けられるように環境を整えることが必要である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「まずは、国が進めている35人学級がそろったところで、議論をするべきである。」、「義務教育費国庫負担制度が2分の1から3分の1に引き下げられたのは、三位一体の改革によるものであり、その差額部分は一般財源化され、各自治体が使用できるようという趣旨である。財政のバランスから2分の1に戻すことは難しく、3分の1を守っていかざるを得ない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第11号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「親の所得によって、授業料の支払いに差が生じることは望ましいものではなく、無償化を図り、教育を対等に保障していくことが大切である。」、「今の日本の衰退を招いている原因は、教育に力を入れているは

ずの日本が、教育に投資しない国になってしまっていることにある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「年収910万円という所得制限は決して低い金額ではない。様々な教育施策に必要とされる財源は限られており、その中で優先順位を考えれば、高等学校等就学支援金制度の所得制限は必要である。」、「限られた財源の中で、なるべく多くの皆さんを応援していこうと考えたときに、所得制限を撤廃することが正しいことなのか疑問がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第12号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「豊かな自然の中での学びや、地域の皆さんの協力といったものを大切にする教育ができる地域高校を、存続させていこうとする姿勢そのものが大切である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「県教育委員会の中で、高校再編に関する基準については方向性を変えてきており、地域高校の存続に向けての意見が多くなってきているため、請願を出す必要はないのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第13号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 決算特別委員会委員長報告

25番 鈴木 洋一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました3件の議案につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定し、2件の認定議案につきましては、いずれも原案を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、各分科会において審査され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費、2目 広報広聴費について申し上げます。

市政番組放送については、民放4局で放映する市政テレビ番組及び民放2局で放送する市政ラジオ番組を制作し、市の施策やイベントなど、様々な市政情報を発信しています。

時代の変化とともにソーシャルメディアを利用する方が増え、情報の入手手段は多様化しています。まちづくりアンケートの結果を見ても、今後希望する市政情報の入手手段については、テレビ・ラジオの市政番組と比較し、ソーシャルメディアに対する市民の期待が高いことが分かります。

そこで、市民が多様な手段で市政情報を入手できるよう、これまでの広報手段の在り方を十分に検証した上で、ソーシャルメディアを活用した効果的な情報発信を一層進めるよう要望いたしました。

続きまして、福祉環境分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費について申し上げます。

市では、ヤングケアラーへの支援として、令和5年度からヤングケアラー相談窓口

の設置、ヤングケアラーの当事者となる小・中学生及び高校生に向けたパンフレットの配布や動画の配信、ヤングケアラーの支援者となる教育関係者や地区支援者に向けたパンフレットの配布や研修、ヤングケアラーについて広く知ってもらうための啓発活動等を行っています。

学校や保健センターを介して相談があった場合には、家事の手伝いに入るなど必要な支援につながっているとのことですが、子ども自身がヤングケアラーであることさえも気づいていないケースや、自分から周囲に相談しにくいなど、表面化しづらい状況があります。

つきましては、引き続き、当事者である子どもに向けての情報発信、周囲の大人に向けての啓発活動、教育関係者や福祉関係者との連携を行い、子どもの気持ちや家庭の事情に寄り添った適切な支援ができるよう要望いたしました。

次に、同じく一般会計の歳出、第4款 衛生環境費、第1項 保健衛生費、3目 生活習慣病対策費について申し上げます。

がん患者へのアピアランスケア助成金についてであります。

この助成制度は、がんの治療に伴う外見の変化に対応するため、患者さんがウィッグなどの補整具を購入した場合に、その費用の一部を助成するというもので、令和5年度から始まったものです。

がんの治療によって心身ともに辛い状況となり、外出を控えてしまう患者さんがいることから、外見の変化に起因する苦痛を軽減することが期待されますが、始まったばかりの制度であり、またアピアランスケアという言葉も一般的に広く知られている言葉ではないため、当事者の方へしっかりと情報が届くように、病院等と協力して、分かりやすい案内を行うよう要望いたしました。

続きまして、経済文教分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第7款 商工観光費、第1項 商工費、3目 商工近代化促進費について申し上げます。

企業誘致活動については、まちなかの空きオフィスの有効活用や他産業との連携など、幅広い観点で地域経済の活性化に向けた効果が期待されることから、ICT産業を中心とした誘致活動を行うとともに、フリーランスやテレワーカーなどの外部人材

と市内企業のマッチングを行ったとのことです。

マッチングにおいては、人材活用に対する企業の受入準備不足などの課題解決のため対策を講じているとのことですが、このほかにも取組次第で誘致活動の成果向上が期待されます。

そこで、これまでの取組を十分に検証した上で、市内企業との連携を強化するとともに、誘致しようとする企業や人材の要望に対しどう応えていくのか、本市の特徴を打ち出すなどして、費用対効果を踏まえた有効な取組を検討するよう要望いたしました。

次に、同じく一般会計の歳出、第7款 商工観光費、第2項 観光費、2目 観光振興費について申し上げます。

ながので楽しむ「Eバイク・アクティビティ旅」推進事業については、長野駅周辺のEバイクによるレンタサイクルの整備や、松代、飯綱、戸隠、鬼無里の各観光協会に対するEバイク購入補助、オンライン旅行予約サイトにおけるプロモーション等を実施することで、Eバイクで市内の観光スポットを巡る旅など、新たな観光コンテンツの造成・発信を行い、若者やインバウンドを中心に本市の魅力を伝え、誘客促進と地域経済の活性化を図るものです。

このEバイクを活用した事業は、各観光協会で、地域の特徴を生かしたものなどを考案されているようですが、期待どおりに活用されていない状況が見受けられます。

そこで、市としてもEバイクの体験を取り入れた観光ツアーの造成、観光スポットの周遊などを考慮した走行ルートの考案、それを基にしたマップの作成やターゲットに応じた各種メディアを活用した効果的な情報発信などを協力して実施することで、Eバイクの有効活用に取り組み、誘客促進と地域経済の活性化につなげられるよう要望いたしました。

続きまして、建設企業分科会で審査された事項についてであります。

一般会計の歳出、第8款 土木費、第4項 都市計画費、6目 緑化推進費について申し上げます。

街路樹維持管理業務は、街路樹が車両と歩行者の通行や信号機、電線などに支障とならないよう、適切に維持管理を行うことを目的に、年度当初に複数の事業者との業

務委託契約により実施していますが、委託料の支払は、全ての業務が完了した後にしているとのことです。

しかし、本業務は委託料が大きく期間も長期にわたることから、全ての業務が完了するまで委託料が支払われないことは、事業者の大きな負担となることが懸念されます。

そこで、今後の本事業の業務委託契約に当たっては、業務の進捗状況に応じて、完了した部分の委託料を支払うなど、事業者の負担軽減を図る手法を検討するよう要望いたしました。

次に、水道事業会計の資本的支出、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、5目 配水施設費について申し上げます。

老朽管解消事業については、長野市水道施設整備計画に基づき、積極的な老朽管の更新に併せた管路の耐震化に取り組んでいますが、本市は給水区域が広く管路の延長が長いことから、今後も多くの管路について、老朽管の更新を進めていかなければならない状況とのことです。

令和6年能登半島地震では、耐震化の遅れが長期間の断水につながった要因の一つとされており、水道水を安定供給するために、管路の耐震化は重要です。

このような大規模地震等に備えた管路の耐震化の取組を進めていくに当たり、AIによる老朽管の劣化診断などの最新技術を効果的に活用し、効率的に老朽管の更新を進め、それに併せた管路の耐震化の推進を図るよう要望いたしました。

以上、各分科会で審査された主なる事項について御報告申し上げます。

分科会における意見、要望につきましては、各部局が真摯に受け止め、次年度の予算編成や事業執行に反映されるよう切に望むものであります。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 子育て支援調査研究特別委員会委員長報告

36番 寺沢 さゆりでございます。

私から、子育て支援調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和5年10月に、不登校児童・生徒への支援や子どもの居場所づくりなど、子どもの権利を守るための施策について、調査・研究を行うために設置されました。

心身の不調や学校生活に対する不安など、様々な理由から不登校となる子供が全国的に増加する中、学校復帰のみを目的とせず、子供の状況や背景に応じた多様な学びの場を確保することが求められています。

また、子供を取り巻く環境や社会情勢の変化に伴い、子供が安心して過ごせる第三の居場所を充実させることも重要となっています。

この1年間、本委員会では、「不登校児童・生徒への支援」、「子供の居場所づくり」について、重点的に調査研究を重ねてきました。

また、市内8か所目の教育支援センターとなるS a S a L A N D等の市内施設や先進自治体等への視察も実施しました。

それらを振り返り、本委員会において出されました意見・要望の中から主なる事項について申し上げます。

初めに、不登校児童・生徒への支援についてであります。

本市の不登校児童・生徒数は、年々増加傾向にあり、本人や保護者の気持ちを大事にしながら外部と連携し、自分らしく過ごせる居場所へとつなぐ支援が必要となっています。

本年4月にオープンしたS a S a L A N Dは、一人一人が過ごせるスペースを用意したり、一日の活動内容を自分で自由に決めたりと、子供の自立心を育て、居心地の良さを感じられるような仕組みづくりがなされています。さらに、自宅に居ながらオンラインで通えるメタバースS a S a L A N Dでは、その利用をきっかけに実際のS a S a L A N Dに通える子供も出てきていると聞いています。

また、校内教育支援センターといった学校内の新たな居場所に支援員が配置される

など、多様な学びの場は広がりを見せています。

一方で、既存の七つの教育支援センターは、教職員住宅等を利活用しているため部屋も狭く、S a S a L A N Dと比較するとその環境づくりに工夫が必要と感じました。

そこで、既存の教育支援センターの充実を図るとともに、子供が様々な選択ができる、多様な学びの場を確保するよう要望いたしました。

また、保護者と子供がともに安心を実感するためには、保護者の孤立感や不安感の解消を図ることも重要です。そこで、保護者への支援として、同じ境遇にある者同士のつながりを生み出し、保護者が抱える様々な悩みや不安を和らげる環境や仕組みづくりを要望いたしました。

次に、子供の居場所づくりについてであります。

国では令和5年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定され、市町村においては量と質の両面から子供の居場所づくりを計画的に推進していくこととされました。

1月に視察で訪れた大阪府門真市では、住民等が運営する子供の居場所を地域の子供の見守り拠点とする仕組みを構築するとともに、公民連携で新たな子供の居場所をつくるなど、まち全体で子供を見守る取組を実施しています。

本市においては、子供の居場所づくりの取組として、今年度から子供の居場所づくりに取り組む民間団体に対し、継続的な開設に要する事業費等について一定の補助を行うとともに、運営に関する講座の開催や相談窓口の設置などがなされ、それら支援の適切な実施とさらなる推進が期待されています。

そこで、子供の居場所づくりに係る支援に当たり、このような補助事業などと併せて、民間団体が長期の計画性をもって事業を運営できるよう、企業や支援団体、地域住民との連携を強化し、持続可能な支援体制を構築していくよう要望いたしました。

また、子供の居場所づくりに限らず、子育て支援施策については、福祉や教育といった部局間の連携を一層進め、切れ目のない支援を実施していくよう併せて要望いたしました。

最後に、子供の気持ちに寄り添い、耳を傾け、子供の声を聴くことが子どもの権利を守る上で非常に重要であると考えます。

S a S a L A N Dでは、利用する子供の意見を取り入れ、子供自身が安心を実感できる居場所づくりに取り組む環境が醸成されている一方で、自分らしく過ごせる居場所へとつなぐ支援が届いていない子供もいるのではないかと感じます。全ての子供の主体性を尊重し、子供の声を聴き、子供の意見を反映させる施策づくりを進めるよう要望いたします。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 中山間地域活性化調査研究特別委員会委員長報告

34番 小泉 栄正でございます。

私から、中山間地域活性化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、過疎や高齢化で悩む中山間地域の現状をしっかりと捉え、移住・定住も含め、活性化に向けた施策について、調査・研究を行うため、令和5年10月に設置されました。

中山間地域では、人口減少・少子高齢化、小・中学校の統廃合、地区の役員のなり手不足、地区の行事の存続、農林業など地元産業の担い手不足、農地や林野の荒廃、野生鳥獣被害など、多くの深刻な課題を抱えているところですが、市では、住民自治リフレッシュプロジェクトにより、住民自治の在り方を見直す中で、中山間地域については、これらの課題を踏まえて地域の実情に配慮して進めているとのことです。

本委員会は、市内中山間地域の現状について調査するとともに、中山間地域の住民自治協議会役員との意見交換を行うなど、様々な課題の把握に努めました。

そこで、担い手不足が様々な課題に共通した特に重要な課題であると捉え、担い手不足に対応した人的支援の在り方に課題を絞り調査・研究を重ねる中で、課題が多岐にわたる中山間地域における人的支援については、集落支援員の導入が必要であるという結論に達しました。

その理由としては、集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し集落への「目配り」としての巡回、状況把握等を実施した上で、集落の在り方についての話し合いを地域住民との間で促進し、集落の維持・活性化に向けた取組を実施していくことをミッションとしているためです。

また、先進地の行政視察において、住民の主体的な取組の重要性を再確認するとともに、集落支援員の導入に当たっては、ミッションの設定が重要であること、個々の人材に頼るところが大きいという現状も見て取れました。さらに、人材の獲得方法、行政や中間支援組織の関係など参考となる事例を学びました。

そこで、集落支援員の導入に当たり本委員会で整理した課題並びにその課題解決に向けた取組及び方向性に係る意見・要望について4点申し上げます。

1点目は、業務内容の明確化についてであります。

中山間地域における課題は多岐にわたっており、集落支援員を配置する場合にどのような業務を担当するかが重要であることから、ミッションを具体的、かつ、明確にすることが必要となります。

そこで、地域の実情に合ったミッションを明確にするために、地域住民の声を丁寧に聴き、地域ごとに異なるミッションを設定する必要があること、その進捗管理には、支所長が責任を持って関わること、また、業務は、地域のコーディネーターや中心的な人材の発掘・育成に携わるべきであり、国の制度と矛盾のないものとするを要望いたしました。

2点目は、既存の人的支援策の整理についてであります。

集落支援員の導入に当たり、既に導入済みの地域活性化推進員、地域おこし協力隊、地域福祉ワーカー、生活支援コーディネーター等の様々な人的支援と集落支援員との違いや役割分担等を明確にすることが必要であります。

既存の人的支援策と集落支援員との業務を整理すること、また、地域住民の安心・安全な暮らしにつなげるのが導入の目的であることから、集落支援員は市がマネジメントして、支所長とともに活動することを要望いたしました。

3点目は、集落支援員の雇用主の検討についてであります。

現在地域に配置されている人材の多くは、住民自治協議会が雇用主になっておりますが、集落支援員は、住民自治協議会の事務局との業務の切り分けの関係や職務管理・成果の管理など雇用主の業務の負担を考慮すると、住民自治協議会で雇用することには課題があります。

そこで、既存の人的支援策の整理とも関連しますが、集落支援員については、市で雇用し支所長の指揮命令の下に活動するものとし、その活動に当たっては、住民自治協議会等と十分に連携を図ることを要望いたしました。

4点目は、人材の選定についてであります。

ミッションを効果的に遂行するに当たり、集落支援員には、どのような人材がふさわしいのか、そのような人材をどのように獲得するのか、また、人材の確保に加えて、その人材を育成する仕組みの必要性について、十分検討しておく必要があります。

そこで、人材については、地域のことを熟知しており、行政と住民の双方の立場を理解できる者であって、企画調整能力や集落対策の推進に係る経験があり、業務に意

欲的に取り組むことができるものの中から、ミッションに応じて適した人材の確保を目指していくこと、人材の育成については、集落支援員相互のネットワークの構築、研修、情報共有など市が関与した仕組みをつくることを要望いたしました。

最後に、中山間地域の人口減少と高齢化が進む集落では、生活の質と安全・安心な暮らしをいかに守るかがより重視されています。どれほど人口が減ったとしても、最後まで安心して住み続けたいという住民の思いに寄り添う必要があります。本委員会では、中山間地域が抱える多岐にわたる課題の中から担い手不足を取り上げ、集落支援員の導入が必要であるとの結論に達したところですが、導入に当たっては、地域の声をよく聴き、住民自治協議会など地域との十分な連携の下、住民の思いに寄り添い、市が責任をもって事業を進めることを要望いたします。

以上で報告を終わります。

令和6年9月定例会 公共交通対策調査研究特別委員会委員長報告

35番 宮崎 治夫でございます。

私から公共交通対策調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、交通空白地の解消を目指し、オンデマンド交通の検証・拡大、市街地周辺での移動手段の確保などについて調査・研究を行うために令和5年10月に再設置されました。

この一年は、中山間地域でのA I オンデマンド交通の拡大や、新しく導入される地域連携I CカードKURURUについて調査研究を行うとともに、バス事業者・タクシー事業者との意見交換会、公共交通に関する法律等についての勉強会、地域内交通やライドシェアに関する視察を実施して、本市の市街地周辺地域に適した移動手段について調査研究を行ってきました。

その中で出されました意見・要望の中から、主なる事項について3点申し上げます。

1点目として、バス路線の維持についてであります。

利用者数の減少による事業者の経営悪化や、深刻な運転手不足により、市内のバス事業者はこれまでの運行体制を維持できなくなっており、路線バスの減便や運休がされています。1月に開催したバス事業者・タクシー事業者との意見交換会においても、市内のバス事業者から、運転手不足や、経営悪化により路線の維持が困難になっているなど、切実な訴えがありました。

バス事業者の現状から、利用者の少ない時間帯の減便や運休はやむを得ないことと思いますが、通院で利用している高齢者や、通学で利用している中学生・高校生が困ることがないように、事業者と慎重な協議の上、減便等の時間帯や路線を設定するよう要望いたしました。

2点目として、ライドシェア制度についてであります。

国では、タクシー不足を補完するものとして日本版ライドシェア制度を創設しました。これは、タクシーが不足すると認められた地域・時期・時間帯に限って、タクシー事業者が雇用する一般ドライバーが、自家用車等で乗客を運ぶもので、配車

アプリを使って予約から支払いまでが完結します。

市内でも、タクシーがつかまりにくい時間帯があるとの声を聞きますが、ライドシェアを導入した先進地を視察した際に、アプリを導入したことで、配車の効率上がり、タクシー不足の解消につながった事例をお聞きしました。

ライドシェアを導入するにも配車アプリは必須ですので、まずは、市内のタクシー事業者に共通の配車アプリを導入してもらうなど、タクシー事業者全体での配車効率が上がるように支援すること、さらに、アプリのデータを収集することで、タクシーが足りているのか、不足しているのかを分析し、不足している場合には、ライドシェアの導入も視野に入れた検討をしていくことを要望いたします。

3点目として、来年春に運用が始まる新しいKURURUについてであります。

現在、バス運賃の支払いに利用されているバス共通ICカードKURURUとおでかけパスポートが、令和7年3月から、Suica機能を備えてリニューアルします。

これにより市内のバス運賃の支払いはもちろん、全国の交通機関や店舗でキャッシュレス決済ができるようになり、市民の利便性が向上します。また、市外から訪れた方も、お持ちの交通系ICカードで市内の路線バス等に乗車いただけるようになります。

新カードの導入に当たっては、現在のカードからの切り替えが必要となることから、移行時に混乱がないよう、手続の内容など丁寧な広報を心がけるとともに、新カードの導入をきっかけとして、公共交通の利用促進につながる施策を実施するよう要望いたします。

最後に、公共交通を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。路線バスや鉄道などの公共交通を維持していくためには、利用率を上げるとともに、それらに接続する地域内交通の整備が重要です。地域内交通には、様々な形態があるため、地域内交通をどうしていくか、どうしたら維持していくことができるかなど、引き続き、地域住民の意見を聴きながら、行政と地域住民が協働して取り組んで行くことを要望いたします。

以上で、報告を終わります。

令和6年9月定例会 水道事業広域化調査研究特別委員会委員長報告

28番 手塚 秀樹でございます。

私から、水道事業広域化調査研究特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和4年9月に、県及び長野市、上田市、千曲市、坂城町で検討している上田長野地域水道事業広域化について調査・研究を行うために設置され、この一年間は、水道事業の基盤強化と将来にわたって持続可能な経営体制を築くために広域化は有効な方策の一つであると考え、調査・研究を重ねてきました。

その中で、本委員会において出されました意見・要望の中から、主なる事項について申し上げます。

初めに、上田長野地域の水道事業広域化の取組についてであります。

本市では、長野県、上田市、千曲市、坂城町とともに、人口減少に伴う水需要の大幅な減少、深刻化する専門人材の不足、施設の老朽化などの課題を解決するため、広域化を一つの方向性として、この地域における水道事業の在り方について、検討を重ねてきております。

本年4月には、各市町の首長と県公営企業管理者によって構成された上田長野地域水道事業広域化協議会が設立され、水道事業の統合を目指し、広域水道企業団の設立に向けた検討、協議が進められております。

本委員会は、本年1月に、水道事業の統合を行った広島県水道広域連合企業団、かずさ水道広域連合企業団、群馬東部水道企業団の視察を実施しました。いずれの企業団においても、人口減少による料金収入の減少、水道事業を担う人材の不足といった課題を抱える中で、水道事業を将来にわたって維持していくためには、経営基盤の強化が必要であり、水道事業広域化は有効であるとの結論を出し、企業団を設立したとのことであります。

そこで、先進自治体の取組を参考にしながら、業務運営や施設整備など上田長野地域に最も適した水道事業広域化の検討を進めることを要望いたしました。

次に、水道事業広域化に係る広報広聴活動についてであります。

市では、これまで市民の水道事業広域化の理解促進と、水道事業広域化に対する

水道利用者からの意見聴取のため、広報用リーフレットの全戸配布や50回に及ぶ市民説明会、シンポジウムなどを開催しております。

また、市民6,000人を対象としたアンケートでは、7割を超える方から「広域化に取り組むべき、どちらかといえば取り組むべき」と御回答をいただいた一方で、市が広域化を検討していることについて、7割の方からアンケートを実施する前まで「知らなかった」との御回答があり、市民への周知方法に課題があると感じました。

今後、上田長野地域水道事業広域化協議会では、水道事業広域化の基本的な方針、事項をまとめた基本計画の策定等が予定されていることから、市民及び企業等が水道事業により一層理解を深めていただけるような取組やSNSを活用した広報活動を行うことを要望いたしました。

次に、水道事業広域化により期待される災害への備えについてであります。

令和6年能登半島地震では、水道、下水道施設が破損したことにより、断水が広い範囲で長期間続きました。長野市上下水道局は、地震発生直後から職員、管工事業者を派遣し、応急給水・復旧活動を行いました。被災地では、トイレや洗濯、入浴等が制限されるなど、厳しい環境での生活が続きました。

今回の地震における断水は、施設・管路の耐震化の遅れや、地震後の復旧活動時に必要な資材、復旧に携わる人員の不足が要因だとされています。

現在進めている上田長野地域の水道事業広域化の検討では、災害への備えとして、幹線管路の耐震化、基幹浄水場間の連絡管整備、千曲川両岸への送水管の整備などを計画しています。これらの取組により、災害リスクを低減し、仮に市内の浄水場が被災しても断水を最小限に抑え、早期に必要な水道水を確保することが期待されます。

そこで、水道事業広域化の基本計画の策定を踏まえ、災害に強い水道ネットワークの構築や危機管理体制の重要性を十分検討することを要望いたしました。

最後に、安全で良質な水道水は、私たちの生活、産業に欠かせないものであります。先人から受け継いだこの資産を、未来の世代へ確実に引き継いでいけるよう、市民の声を十分に聴いていただき、水道事業広域化の検討、協議を進めることを要望いたします。

以上で、報告を終わります。